

(案)

看護補助員労働者派遣仕様書

- 1 派遣労働者の就業場所
沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院内 病棟
- 2 労働者派遣の期間、人数及び休日等
 - (1) 派遣の期間 令和4年11月1日～令和6年10月30日
 - (2) 派遣人数 9人
 - (3) 休日等 週休2日制のシフト勤務とする。
- 3 派遣労働者が従事する業務の内容
 - 1) 病室等の環境整備に関する業務
 - (1) 病室内の整理整頓
 - ① 床頭台、オーバーテーブルの整理整頓と拭き掃除、ベッドのフレーム、柵の拭き掃除
 - ② 病室の手洗台の清掃、ゴミの始末、ゴミ箱の洗浄
 - ③ 病室の壁、窓際、柵等の整理整頓
 - (2) 処置室、器材室、作業室、準備室の整理整頓
 - (3) リネン室、ダストルーム等の整理整頓
 - (4) 洗面所、浴室、トイレの整理整頓
 - (5) 配膳室、病棟用冷蔵庫・製氷器の整理整頓
 - (6) デイルーム・プレイルームの整理整頓、テーブル、椅子の拭き掃除
 - (7) 診察、処置室、待合室の整理整頓
 - (8) 詰所の整理整頓
 - (9) 休憩室の整理整頓、テーブル、椅子の拭き掃除
 - 2) 給食に関する業務
 - (1) 配膳、配茶、飲料水の補充
 - (2) 経管栄養の準備
 - (3) 下膳（湯飲み、イルリガートの洗浄）及び後片づけ
 - (4) 患者の状況によっては食事の介助
 - 3) 病衣、寝具、リネン類に関する業務
 - (1) ベットメーカー・シーツ交換の準備と後片づけ
 - (2) シーツ類をリネン庫に搬送
 - (3) 洗濯物の搬送、リネン類の受領及び整理整頓
 - 4) 患者の清潔に関する業務
 - (1) モーニングケア、イブニングケアの準備と後片づけ
 - (2) 患者の状況によっては身体の清潔の世話
 - (3) 入れ歯の整理、洗浄、口腔ケア用品の整理
 - 5) 患者の安全・安楽に関する業務
 - (1) 体位変換
 - (2) 見守り（認知症患者や不安、不穏がみられる患者）

- (3) ナースコール対応（看護師に報告し、指示を仰ぐ）
- 6) 患者周辺業務
 - (1) 寝衣の配付、不潔寝衣の回収
 - (2) 患者の買い物付き添い、代行
 - (3) フロアでの見守り
 - (4) 転入、転出時の準備（患者の荷物、患者ファイル等）
- 7) 患者の排泄物に関する業務
 - (1) 尿、便器等の後片づけ（蓄尿袋の取り替え等を含む）
 - (2) ポータブルトイレの消毒、洗浄
 - (3) 汚物室の整理整頓、清掃
 - (4) 尿、便器等の洗浄、消毒
 - (5) 患者の状況によっては排泄の世話
- 8) 機器、器具等の手入れ、洗浄、保管に関する業務
 - (1) 吸引ビンの交換、洗浄
 - (2) カテーテル類、ネブライザー等ラインの洗浄、消毒、乾燥、整備等
 - (3) アイスノンの準備、後片づけ
 - (4) 中央材料室物品の返却と受領
 - (5) ME 機器の借用と返品
 - (6) その他使用物品の洗浄と後片づけ
- 9) 患者の搬送に関する業務
 - (1) 各科外来、検査、レントゲン、エコー、リハビリ、その他への搬送
- 10) 検体・物品・伝票等の提出、搬送、受領に関する業務
 - (1) 薬品、診療材料、消耗品、検体等依頼伝票の提出、搬送、受領、整備等
- 11) 検査前のベッドメイキング・検査後のシーツ交換及び物品の片付け
- 12) その他の業務
 - (1) その他必要とされる事項
 - (2) 甲が必要と判断した院内研修の必須項目の受講
 - ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織について
 - イ 医療チームの一員としての看護補助業務の理解について
 - ウ 看護業務における医療安全と感染防止について
 - エ 守秘義務、個人情報保護の基礎知識について
 - オ 接遇・マナーの基本と倫理の基本について

4 派遣労働者を直接指揮命令する者
看護部長 本仲 寛美

5 派遣就業の開始及び終了の時刻

業務時間は、深夜勤務者は午前0時00分～午前8時45分間の8時間45分とする（休憩45分）

業務時間は、準夜勤務者は午後3時00分～午前0時00分間の8時間とする（休憩1時間）

- 6 資格要件：
 - 1) 心身共に健全で協調性に富み、医療機関に働く者としての心得のある者。
 - 2) 情報処理対応可能者を1/2以上配置すること。(エクセル・ワードの初歩程度)
 - 3) 乙で接遇の研修を受講していること。
- 7 制服の支給
 - (1) 派遣元企業は、看護補助業務に携わる派遣労働者に、清潔で統一されたユニフォームを契約締結後速やかに支給しなければならない。
- 8 健康管理
 - (1) 予防接種
 - ① 派遣元企業は、看護補助業務に携わる派遣労働者に、新型コロナワクチン、B型肝炎ワクチン及びインフルエンザワクチン接種を行わなければならない。
 - ② 派遣元企業は、35歳未満の麻疹の抗体がない看護補助業務に携わる派遣労働者に、麻疹、風疹ワクチン接種を行うことが望ましい。
 - ③ 派遣元企業は、看護補助業務に携わる派遣労働者に、ツベルクリン反応の二段階法を実施することが望ましい。
 - (2) 健康診断
 - ① 派遣元企業は、看護補助業務に携わる派遣労働者に、年2回の健康診断を行わなければならない。